

条 例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「（以下この項）の下に」及び第五項並びに第十五条の二第一項を加え、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。